

宮城県との「知的財産の活用による産業振興のための協力に関する協定」及び「（同協定に掲げる事業の実施に関する詳細について定める）覚書」の締結について

標記協定及び覚書につき、宮城県と以下のとおり締結した。

《協定》

〈協力事業〉

この協定の趣旨を実現するため、日本弁理士会と宮城県とは互いに協力して、次に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 知的財産の普及啓発に関する事業
- (2) 知的財産の知識を有する人材の育成に関する事業
- (3) 知的財産の相談に関する事業
- (4) 前三号に掲げるもののほか、産業振興のための知的財産の保護及び活用に関する事業

前項各号に掲げる事業に係る具体的な企画、役割分担、経費負担等については、日本弁理士会と宮城県が別に協議して定めるものとする。

〈有効期間〉

平成20年4月1日から平成23年3月31日まで

〈締結日〉

平成20年4月1日

〈締結者〉

日本弁理士会中島淳会長及び宮城県村井嘉浩知事

《覚書》

〈有効期間〉

平成20年4月1日から平成23年3月31日まで

〈締結日〉

平成20年4月1日

〈締結者〉

日本弁理士会東北支部熊谷繁支部長、日本弁理士会知的財産支援センター飯田昭夫センター長及び宮城県経済商工観光部若生正博部長

以上